

---

平成27年12月16日最高裁判決について  
[女性の再婚禁止期間問題/夫婦別姓問題]

---





## はじめに

2015年12月16日、最高裁判所は、①女性の再婚禁止期間規定（民法733条）の合憲性および②夫婦別姓を認めない民法750条の合憲性について判断を下しました。

違憲判決となった①は言うまでもなく、②についても、社会の関心が高く、また同規定に関する最高裁の初判断であったことから、いずれの判決も、来年度以降の公務員試験において出題される可能性の高い、重要な最高裁判決といえます。

本冊子は、今回の2つの最高裁判決の概要をまとめたものです。

受講生の皆様におかれましては、本冊子を活用して、これらの判決の概要をご確認いただき、判決への理解を深めていただきたいと存じます。

最後に、受講生の皆様が合格を勝ち取り、公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2015年12月吉日

株式会社 東京リーガルマインド  
LEC総合研究所 公務員試験部



## I. 女性の再婚禁止期間違憲判決（最大判平 27. 12. 16）

### （再婚禁止期間）

民法第 733 条 女は、前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

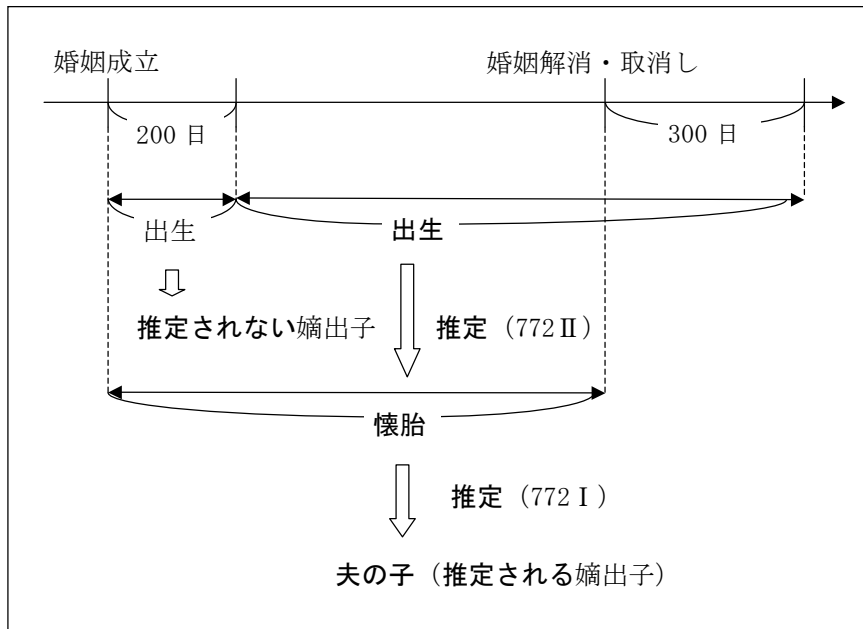
2 女が前婚の解消又は取消しの日から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

### 1. 本条の趣旨

父性推定の重複を回避し（生まれてくる子の父が不明確になることを避けるため）、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある。

### 2. 推定される嫡出子（民法 772 条の推定を受ける子）

妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定される（民法 772 条 1 項）。しかし、懐胎時期の証明も容易でないから、婚姻成立の日から 200 日後または婚姻解消・取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定される（同条 2 項）。



### 3. 再婚禁止期間を規定する民法 733 条の問題点

民法 772 条の規定からして、離婚や死亡といった婚姻の解消後、直ちに再婚を認めると、前夫と現夫との推定期間が重なるため、女性のみにも再婚禁止が課せられた経緯がある。

この点、従来の多数説は、男女の肉体的・生理的条件の違いによる合理的な区別であり、合憲であると解していた。判例も、立法不作為による国家賠償請求訴訟において、民法 733 条の趣旨は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありとし、国会が同規定を改廃しないことが憲法の一義的な文言に違反しているとはいえず、国会賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けるものではないとしていた（後掲最判平 7. 12. 5）。

しかしながら、違憲説も有力に主張されていた。すなわち、①前婚解消から 100 日を経たの再婚なら父性推定の重複が避けられるため、推定期間との均衡を考えると再婚禁止期間は 100 日で十分である。さらに一步進めて、②DNA型鑑定などの医療技術や科学技術の進歩により、父子関係を科学的に判定できるから、民法 733 条そのものを完全に撤廃すべきであるとの見解も台頭していた。本判決は、①の見解を踏襲したものと解されている。

### 4. 本判決のポイント

原告は、女性について 6 カ月の再婚禁止期間を定める民法 733 条 1 項の規定（以下「本件規定」という。）は、憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらなかった立法不作為（以下「本件立法不作為」という。）は違法であると主張した。

ポイントは、以下のとおり。

- ① 本件規定の憲法適合性、すなわち、本件規定が合理的区別かどうか。
- ② 本件立法不作為に対する国家賠償法上の違法性の有無の判断枠組み。

本判決において、①の本件規定の一部違憲判決に適用した基準は「合理的関連性の基準」である。

### 5. 判決要旨

#### （①について）

本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありから、このような立法目的には合理性を認めることができる。

民法 772 条の規定からすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上 100 日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることから、本件規定のうち 100 日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法 14 条 1 項

にも、憲法 24 条 2 項にも違反しない。これに対し、本件規定のうち 100 日超過部分については、民法 772 条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない。

本件規定のうち 100 日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から 100 日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして合理性を欠くものになっていたと解される。本件規定のうち 100 日超過部分が憲法 24 条 2 項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法 14 条 1 項に違反するとともに、24 条 2 項にも違反するに至っていたというべきである。

## (②について)

国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別される。

もともと、法律の規定が憲法上保障されている権利利益を合理的な理由なく制限するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の規定の適用上違法の評価を受けることがある。

平成 7 年判決がされた後、本件規定のうち 100 日超過部分については違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下、上告人が前夫と離婚した平成 20 年当時において、本件規定のうち 100 日超過部分が憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反するものとなっていたことが、国会にとって明白であったとはいえない。

以上によれば、上記当時においては本件規定のうち 100 日超過部分が憲法に違反するものとなっていたものの、これを国家賠償法 1 条 1 項の適用の観点からみた場合には、憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。

よって、本件立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではない。

(旧) 女性の再婚禁止期間の合憲性 (最判平 7. 12. 5)

【事 案】

Xらは夫婦であるが、妻は1988年12月1日に前夫との間で未成年の子2名の親権者を妻とする離婚の調停を成立させ、翌日その届け出をした。Xらは調停成立直後から同居して事実上の夫婦として生活してきた。夫は同月9日に家庭裁判所に妻の子2名との養子縁組の許可の申立てをし、さらに翌年3月7日に婚姻の届け出をしたが、民法733条に違反する(3カ月ほど足りない)として受理されず、また養子縁組許可の申立ても、再婚禁止期間中の養子縁組は将来婚姻がされなかった場合の子の福祉に反する結果を生むおそれがあるとして却下された。6カ月経過した1989年6月2日に、Xらの婚姻届は受理されたが、2人はどうしても納得がいかなかった。そこでXらは、国会議員または内閣が憲法などに違反する民法733条の立法をし、これを改廃しないことが国家賠償法1条の違法行為にあたるとして、再婚禁止期間中に受けた精神的苦痛に対する慰謝料を請求した。

【判 旨】

合理的な根拠に基づいて各人の法的取扱いに区別を設けることは憲法14条1項に違反するものではなく、民法733条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解される。したがって、同条についての国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。



**(新) 女性の再婚禁止期間違憲判決 (最大判平 27. 12. 16)****【事 案】**

原告Xは2008(平成20)年に前夫と離婚した。当時、現在の夫との間の子を妊娠していたが、女性のみ再婚禁止期間を設けた民法733条の規定により、離婚後の6カ月間は現在の夫と再婚できなかったため、Xは精神的苦痛を受けたとして、165万円の損害賠償を国に求めて2011年に岡山地裁に提訴し、民法733条は、「法の下での平等」を定めた憲法14条1項および結婚についての法律は両性の平等に基づいて制定されるとした憲法24条2項に反すると訴えた。しかし、2012年の一審・岡山地裁と、2013年の二審・広島高裁岡山支部の判決はともに、「離婚後に生まれた子の父親をめぐって争いが起きるのを防ぐために設けられた規定で、合理性がある」などとして請求を退けた。

**【判 旨】****(本件規定の憲法適合性)**

本件規定は、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から6箇月の再婚禁止期間を定めており、これによって、再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別しているから、このような区別をすることが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと認められない場合には、本件規定は憲法14条1項に違反することになる。

ところで、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、その内容の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられる。憲法24条2項は、このような観点から、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものとイえる。また、同条1項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。婚姻は、これにより、配偶者の相続権(民法890条)や夫婦間の子が嫡出子となること(同法772条1項等)などの重要な法律上の効果が与えられるものとされているほか、近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることをも併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる。そうすると、婚姻制度に関わる立法として、婚姻に対する直接的な制約を課すことが内容となっている本件規定については、その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要である。

そこで、本件においては、上記の考え方にに基づき、本件規定が再婚をする際の要件に関し男女の区別をしていることにつき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において合理性を有するものであるかどうかという観点から憲法適合性の審査を行うのが相当である。

本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるから、父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる。

これに対し、仮に父性の推定が重複しても、父を定めることを目的とする訴え（民法 773 条）の適用対象を広げることにより、子の父を確定することは容易にできるから、必ずしも女性に対する再婚の禁止によって父性の推定の重複を回避する必要性はないという指摘がある。

確かに、近年の医療や科学技術の発達により、DNA 検査技術が進歩し、安価に、身体に対する侵襲を伴うこともなく、極めて高い確率で生物学上の親子関係を肯定し、又は否定することができるようになったことは公知の事実である。

しかし、そのように父子関係の確定を科学的な判定に委ねることとする場合には、父性の推定が重複する期間内に生まれた子は、一定の裁判手続等を経るまで法律上の父が未定の子として取り扱わざるを得ず、その手続を経なければ法律上の父を確定できない状態に置かれることになる。生まれてくる子にとって、法律上の父を確定できない状態が一定期間継続することにより種々の影響が生じ得ることを考慮すれば、子の利益の観点から、上記のような法律上の父を確定するための裁判手続等を経るまでもなく、そもそも父性の推定が重複することを回避するための制度を維持することに合理性が認められるというべきである。

民法 772 条の規定からすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上 100 日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避される。夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の 100 日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものということができる。

よって、本件規定のうち 100 日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法 14 条 1 項にも、憲法 24 条 2 項にも違反するものではない。これに対し、本件規定のうち 100 日超過部分については、民法 772 条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない。

本件規定のうち 100 日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から 100 日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。

本件規定のうち 100 日超過部分が憲法 24 条 2 項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法 14 条 1 項に違反するとともに、憲法 24 条 2 項にも違反するに至っていたというべきである。

#### （立法不作為の国家賠償法上の違法性の有無）

国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反

したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがある。

平成7年、当裁判所第三小法廷が、再婚禁止期間を廃止し又は短縮しない国会の立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるかが争われた事案において、国会が民法733条を改廃しなかったことにつき直ちにその立法不作為が違法となる例外的な場合に当たると解する余地のないことは明らかであるとの判断を示していた（平成7年判決）。

平成7年判決がされた後も、本件規定のうち100日超過部分については違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下、上告人が前夫と離婚した平成20年当時において、本件規定のうち100日超過部分が憲法14条1項及び24条2項に違反するものとなっていたことが、国会にとって明白であったということは困難である。

以上によれば、上記当時においては本件規定のうち100日超過部分が憲法に違反するものとなっていたものの、これを国家賠償法1条1項の適用の観点からみた場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。

したがって、本件立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである。

## Ⅱ. 夫婦別姓を認めない民法 750 条の合憲性（最大判平 27. 12. 16）

### （夫婦の氏）

民法第 750 条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

### 1. 本判決のポイント

原告は、約 96%の夫婦が夫の氏を選んでいる現状では、多くの女性が慣れ親しんだ名字と離れるといった苦痛を受け、また、仕事などの社会生活上の不都合にも直面しているとして、夫婦が同じ名字を名乗ることを強制づけ、夫婦別姓を禁じている民法 750 条（以下「本件規定」という。）は憲法 13 条、14 条、24 条に違反し、同条を改廃する立法措置をとらないという立法不作為は違法であると主張した。ポイントは以下のとおり。

- ① 憲法 13 条は、「氏の変更を強制されない自由」を人格権の一内容として保障しているか。
- ② 「男女が事実上差別されている実態」は、男女の平等を定める憲法 14 条に反するか。
- ③ 夫婦別姓を禁じる現行の制度は、憲法 24 条に反し、立法裁量の限界を超えていないか。

### 2. 判決要旨

#### （①について）

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものである。

氏は、個人の呼称としての意義があるが、氏に、名とは切り離された家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されている。

したがって、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえず、本件規定は、憲法 13 条に違反するものではない。

**(②について)**

本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではない。わが国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。

したがって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反しない。

**(③について)**

憲法 24 条 1 項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとの趣旨を明らかにしている。また、同条 2 項は、婚姻及び家族に関する事項は、具体的な法制度においてその内容が定められていくものであるから、具体的な法制度を構築するにあたっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、立法裁量の限界を画したものである。それゆえ、婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律が憲法 24 条に適合するか否かは、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える場合に当たるか否かという観点から判断すべきである。

夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになり、婚姻によって氏を改める者にとっては、そのことによりアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。

しかし、夫婦同氏制は、旧姓を通称として使用することまで許さないというのではなく、近時、旧姓の通称使用の社会的な広まりから、かかる不利益は一定程度、緩和されている。

これらの点を総合的に考慮すると、本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦別姓を認めないものであるとしても、上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。

したがって、本件規定は、憲法 24 条に違反するものではない。

## 夫婦別姓を認めない民法 750 条の合憲性（最大判平 27. 12. 16）

### 【事 案】

夫婦別姓を認めない民法の規定は、個人の尊厳や法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、内縁関係にあり事実婚状態の東京都、富山県、佐賀県などに住む男女 5 人が、国に対し計 600 万円の国家賠償請求訴訟を提起した。一審、二審いずれも請求が棄却された。

### 【判 旨】

#### （憲法 13 条違反の主張について）

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものである。

しかし、氏は、婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的な内容を規律しているものであるから、氏に関する上記人格権の内容も、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえて定められる法制度をまっぴら初めに具体的に捉えられるものである。

したがって、具体的な法制度を離れて、氏が変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずることは相当ではない。

本件で問題となっているのは、婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。

氏は、個人の呼称としての意義があり、名とあいまって社会的に個人を他人から識別し特定する機能を有するものであることからすれば、自らの意思のみによって自由に定めたり、又は改めたりすることを認めることは本来の性質に沿わないものであり、一定の統一された基準に従って定められ、又は改められるとすることが不自然な取扱いとはいえないところ、上記のように、氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる。

したがって、「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。本件規定は、憲法 13 条に違反するものではない。

#### （憲法 14 条違反の主張について）

本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということではできない。

したがって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない。

#### （憲法 24 条違反の主張について）

憲法 24 条 1 項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかに

したものと解される。また、同条2項は、婚姻及び家族に関する事項は、関連する法制度においてその具体的内容が定められていくものであることから、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものである。

婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法13条、14条1項に違反しない場合に、更に憲法24条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきである。

夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところで、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。

しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。

これらの点を総合的に考慮すると、本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても、上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めすることはできない。

したがって、本件規定は、憲法24条に違反するものではない。

以上

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2015 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL16005